

子高第 1487 号
令和 4 年 2 月 2 日

高齢者施設 施設長
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた施設内感染発生時への備え
及び施設内での感染者発生時における施設内療養について

標題の件について、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部から通知（別添 1）があり、感染が想定を上回る規模・スピードで拡大していること、休業となる医療スタッフ等の増加により、医療のひっ迫状況が限界を迎えつつあることから、通常は入院となる方についても、施設内療養にならざるを得ない状況となっております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症が発生している施設及びまだ発生していない施設についても、下記の対応を行い、施設内療養に備えていただくようよろしくお願い申し上げます。

記

1 主治医等との連携強化

感染者の入所継続に備え、主治医・嘱託医や、施設の協力医療機関による、往診や、電話・オンラインによる遠隔診療等を実施いただけるように、これらの医師との連携をさらに強化してくださるようお願いいたします。

2 個人防護具の備蓄

個人防護具（サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグルやフェイスシールド、手袋、手指消毒用エタノール）の十分な備蓄をご確認ください。

感染者が発生した高齢者施設において、個人防護具が不足する場合は、県、高齢者福祉介護課（直通：098-866-2214）へご相談くださるようお願いいたします。

3 3 回目のワクチン接種の推奨

3 回目のワクチン接種が円滑に進むよう、在宅（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を含む。）の高齢者においても市町村との連携をお願いいたします。

4 濃厚接触者もしくは陽性者が発生した場合に活用できる支援事業

1) サービス提供体制確保事業

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virus-service-continue.html>

・利用者又は職員に感染者又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所への支援（新型コロナウイルス感染症に対応した期間に限る）

主な補助対象経費は以下のとおり。詳細はホームページをご確認ください。

割増賃金・手当（時間外勤務手当・危険手当など）、帰宅困難職員の宿泊費、事業所・施設等の消毒費用、感染性廃棄物の処理費用、在庫の不足が見込まれる衛生用品（手指消毒用エタノール（アルコール）、感染防護具）購入費用

・病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設
施設内療養 1 人あたり 1 万円/日（最大15万円まで）

5 入所系施設の濃厚接触者の待機期間緩和

入所系施設の濃厚接触者については、各種要件を満たすことで、1 日目から勤務に従事することが可能になる特例があります。詳しくは、「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（（別添3）令和4年1月21日付厚生労働省事務連絡）」をご確認ください。

【添付資料】

別添1：新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた施設内感染発生時への備え及び施設内での感染者発生時における施設内療養について（令和4年2月1日付保感第1578号）

別添2：病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について（令和3年1月14日付事務連絡）

沖縄県高齢者福祉介護課 施設福祉班、介護指導班 電話 : 098-866-2214 FAX : 098-862-6325 メール : aa021156@pref.okinawa.lg.jp
--